

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号     | 報告書頁 | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分<br>(公表年月) | 措置(対応)の内容   |
|--------|------|----|-------|---|----------------|---|
| R3-指-1 | P52  | 指摘 | 危機管理課 | <p><b>【防災対策普及啓発推進事業】</b><br/> <b>個人情報等の取扱いに関する書類について</b></p> <p>防災マイスター派遣業務委託について、受注者である公益社団法人相模原市防災協会から、個人情報等の取扱いに関する特記事項第10条第2項に定める個人情報等の預り証が提出されていなかった。<br/>         必要書類の提出を徹底させる必要がある。</p>   | 措置済<br>(R4.10) | <p>令和2年度分については、市及び受注者共に、預り証の提出とその確認を失念していたため、双方で「個人情報等の取扱いに関する特記事項」の内容を再確認し、預り証を受領した。また、令和3年度及び4年度分についても、同様の確認を行い、個人情報の受渡しの際に預り証を適正に受領した。<br/>         今後も、個人情報の取扱いの重要性について、所属全体で認識を深めるとともに、契約時には受注者にも徹底することにより再発防止を図る。</p>   |
| R3-指-2 | P52  | 指摘 | 危機管理課 | <p><b>【防災対策普及啓発推進事業】</b><br/> <b>指名競争入札の根拠の明確化について</b></p> <p>洪水ハザードマップ作成業務委託は、指名競争入札により業者選定を行っている。しかしながら、同委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。<br/>         同委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適しないと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある</p>  | 措置済<br>(R7.3)  | <p>地方公共団体が行う入札については、一般競争入札によることが原則とされているが、本案件は、契約課が示す契約事務の手引きにより指名競争入札で執行した。<br/>         本市では、令和4年度より全庁的な一般競争入札の実施について方針を示し、対象となる案件については、条件付一般競争入札により執行している。<br/>         今後も同手引き等に基づき、適正な入札事務を執行していく。</p>   |
| R3-指-3 | P52  | 指摘 | 危機管理課 | <p><b>【防災対策普及啓発推進事業】</b><br/> <b>再委託の未承諾について</b></p> <p>洪水ハザードマップ配布業務委託は、市が作成した洪水ハザードマップ等を受注者が用意する透明フィルムに封入する業務と、封入したものを対象地区内の住居及び事業所のポストへ全戸配布する業務からなる。<br/>         受注者が配布終了時に提出した配布実績報告書によると、封入業務を第三者に再委託しているが、市は再委託の承諾を行っていない。<br/>         封入業務の再委託につき、書面により承諾を行う必要がある。</p> | 措置済<br>(R4.10) | <p>本業務委託のうち、封入作業についても、受注者が実施しているものと認識していたが、第三者への再委託を確認したため、再委託承諾申請書の提出を指示・受領し、再委託を承諾した。<br/>         当該業務委託は、水防法の改正により洪水浸水想定区域が指定されたことによる洪水ハザードマップの改訂に伴い生じた業務であり、次回の業務実施予定は未定であるが、今後、同様の業務委託については、受注者に対し、必要書類の提出に関する指導を行うとともに、再委託の有無について認識の相違がないよう、発注時に受注者への確認を徹底し、再発防止を図る。</p> |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号     | 報告書頁 | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容   |
|--------|------|----|-------|--|------------|---|
| R3-指-4 | P61  | 指摘 | 危機管理課 | <p><b>【避難場所等整備事業】</b><br/> <b>指名競争入札の根拠の明確化について(その1)</b></p> <p>飲料水兼用貯水槽点検清掃委託は、指名競争入札により業者選定を行っている。しかしながら、同委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。<br/> 同委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適しないと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。</p>   | 措置済(R7.3)  | <p>地方公共団体が行う入札については、一般競争入札によることが原則とされているが、本案件は、契約課が示す契約事務の手引きにより指名競争入札で執行した。</p> <p>本市では、令和4年度より全庁的な一般競争入札の実施について方針を示し、対象となる案件については、条件付一般競争入札により執行している。<br/> 今後も同手引き等に基づき、適正な入札事務を執行していく。</p> |
| R3-指-5 | P61  | 指摘 | 危機管理課 | <p><b>【避難場所等整備事業】</b><br/> <b>指名競争入札の根拠の明確化について(その2)</b></p> <p>非常用発電設備等保守点検業務委託は、指名競争入札により業者選定を行っている。しかしながら、同委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。<br/> 同委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適しないと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。</p> | 措置済(R7.3)  | <p>地方公共団体が行う入札については、一般競争入札によることが原則とされているが、本案件は、契約課が示す契約事務の手引きにより指名競争入札で執行した。</p> <p>本市では、令和4年度より全庁的な一般競争入札の実施について方針を示し、対象となる案件については、条件付一般競争入札により執行している。<br/> 今後も同手引き等に基づき、適正な入札事務を執行していく。</p> |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号     | 報告書頁 | 区分 | 所管課   | 内容（報告書より抜粋）   | 対応区分<br>(公表年月)        | 措置（対応）の内容   |
|--------|------|----|-------|---|-----------------------|---|
| R3-指-6 | P61  | 指摘 | 危機管理課 | <p><b>【避難場所等整備事業】</b><br/> <b>指名競争入札の根拠の明確化について(その3)</b></p> <p>屋内運動場空調設備設置に係る構造検証業務委託は、指名競争入札により業者選定を行っている。しかしながら、同委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。<br/> 同委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適しないと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。</p>      | <b>措置済<br/>(R7.3)</b> | <p>地方公共団体が行う入札については、一般競争入札によることが原則とされているが、本案件は、契約課が示す契約事務の手引きにより指名競争入札で執行した。</p> <p>本市では、令和4年度より全庁的な一般競争入札の実施について方針を示し、対象となる案件については、条件付一般競争入札により執行している。<br/> 今後も同手引き等に基づき、適正な入札事務を執行していく。</p> |
| R3-指-7 | P68  | 指摘 | 危機管理課 | <p><b>【防災資機材整備事業】</b><br/> <b>指名競争入札の根拠の明確化について</b></p> <p>「災害用毛布再梱包委託」及び「災害用敷きシート（緑色）再梱包委託」は指名競争入札により業者選定を行っている。しかしながら、両委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。<br/> 両委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適しないと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。</p> | <b>措置済<br/>(R7.3)</b> | <p>地方公共団体が行う入札については、一般競争入札によることが原則とされているが、本案件は、契約課が示す契約事務の手引きにより指名競争入札で執行した。</p> <p>本市では、令和4年度より全庁的な一般競争入札の実施について方針を示し、対象となる案件については、条件付一般競争入札により執行している。<br/> 今後も同手引き等に基づき、適正な入札事務を執行していく。</p> |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号     | 報告書頁   | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容   |
|--------|--------|----|-------|--|------------|---|
| R3-指-8 | P76    | 指摘 | 危機管理課 | <p><b>【防災情報通信事業】</b><br/> <b>指名競争入札の根拠の明確化について</b></p> <p>相模原市災害情報共有システム構築業務委託は、指名競争入札により業者選定を行っている。しかしながら、同委託は、一般的には、その性質又は目的が一般競争入札に適さないものとは認められないと考える。<br/> 同委託の性質又は目的がなぜ一般競争入札に適さないと判断したのか、その判断理由、根拠を明確にしておく必要がある。</p> | 措置済(R7.3)  | <p>地方公共団体が行う入札については、一般競争入札によることが原則とされているが、本案件は、契約課が示す契約事務の手引きにより指名競争入札で執行した。</p> <p>本市では、令和4年度より全庁的な一般競争入札の実施について方針を示し、対象となる案件については、条件付一般競争入札により執行している。<br/> 今後も同手引き等に基づき、適正な入札事務を執行していく。</p> |
| R3-指-9 | P48~49 | 指摘 | 予防課   | <p><b>【相模原市防災協会補助金】</b><br/> <b>定款に記載の事業内容について</b></p> <p>防災協会は、令和2年度に市からの要請を受けて、新型コロナウイルス感染者等移送を行う「感染症まん延防止等対策事業」を実施しているが、定款第4条の事業内容には合致しないと考えられる。<br/> 定款のあり方について、防災協会と対応を協議する必要がある。</p>                                 | 措置済(R5.10) | <p>定款のあり方について、防災協会の目的に合致する事業が実施できるよう防災協会と協議を行い、令和4年6月に開催した令和4年度定時社員総会において、定款を変更し、事業内容を定める第4条に「(3)その他この法人の目的を達成するために必要な事業」を加えた。</p>  |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁     | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容  |
|---------|----------|----|-----|--|------------|--|
| R3-指-10 | P48~49   | 指摘 | 警防課 | <p><b>【消防車両購入費】<br/>検収書の取扱いについて</b></p> <p>役務費として「令和2年度緊急情報システム移設及び車載型無線装置関連作業」として14,018,400円(税込)を支出している。</p> <p>本役務の履行期限は令和3年3月31日であり、実際に令和3年3月31日までに検収を終了していたとのことである。しかしながら、相手方の求めにより、相手方の来庁日であった令和3年4月20日を検収日とした検収書を手渡している。</p> <p>実際に検収を終了した日付で記名すべきであり適切ではなかった。今後このようなことがないよう留意する必要がある。</p> | 措置済(R5.10) | <p>検収書の検収日の日付は検査検収を行った日を記載すべきものであることから、検査検収日の重要性を所属職員に周知し、令和3年度以降の検収書については、正確な検収日を記載している。</p>  |
| R3-指-11 | P122~133 | 指摘 | 指令課 | <p><b>【通信施設維持管理費】<br/>再委託の承諾について</b></p> <p>消防情報管理システムの保守委託について受注者は、再委託承認申請書を市に提出し、市も承諾している。</p> <p>申請書に、(4)再委託先において取り扱う情報、(5)再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法の記載がない。</p> <p>個人情報の取扱いに関する特記事項に規定する内容を網羅的に記載した申請書に基づき承諾を行う必要がある。</p>   | 措置済(R4.10) | <p>消防情報管理システムの保守委託業務は、システムの構成機器に関する保守業務であり、これまで市からの個人情報の提供もなかったことから、個人情報の取扱いに関する特記事項第7条第2項(4)及び(5)について記載がない書類を受領していた。</p> <p>改めて再委託先における保守業務の内容と申請書に記載する必要のある事項について受注者と協議を行い、個人情報の取扱いに関する特記事項に規定する内容のとおり書類を受領すべきであることを確認した。令和3年度以降の当該保守委託業務の再委託においては、個人情報の取扱いに関する特記事項に規定する内容を全て網羅する申請書を受領し、再委託を承諾している。</p> |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁   | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容   |
|---------|--------|----|-------|---|------------|---|
| R3-指-12 | P133   | 指摘 | 指令課   | <p><b>【通信施設維持管理費】</b><br/> <b>受注者の代表者の記載について</b></p> <p>消防情報管理システムの保守委託契約について、業務委託契約書及び請求書の代表者名と、再委託承認申請書、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び連絡体制に関する報告、個人情報の取扱いに係る作業場所に関する報告及び秘密保持に関する誓約書受領報告書の代表者名が異なっており、この点について、受注者から代表者名が異なった理由が記載された文書が市に提出されている。</p> <p>業務委託契約書に記載の受注者情報と異なる情報が記載された書面があるときは、市はその原因を受注者に確認するとともに、記載内容を統一し、変更が生じた場合には受注者からその報告を受け、変更後の正しい内容に修正する必要がある。</p> | 措置済(R4.10) | <p>再委託承認申請書等の受領時に、代表者名が契約書に記載の代表者名と異なっていることを確認したが、受注者側の社内決裁上の事情によるものとの説明を受けるとともに、理由が記載された文書が提出された。その際、代表者名が異なることにより、業務の履行に何ら影響が生じないことを確認し、書類を受領したものであるが、契約書と同日付で提出される当該申請書等については、契約書と同一の代表者名が記載された書類の提出を求めることが適正であった。</p> <p>令和3年度以降の当該保守委託業務においては、契約書と同一の代表者名が記載されていることを確認し、全て統一された記載内容の書類を受領している。</p> |
| R3-意-1  | P48～49 | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【防災計画等策定事業】</b><br/> <b>参考見積書の徴取について</b></p> <p>相模原市地域防災計画(本編)の印刷製本費について、参考見積書を1者のみから徴取している。参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い2者以上から徴取する必要がある。</p>   | 対応済(R6.1)  | <p>「契約事務の手引き」に従い、2者以上から参考見積書を徴取することを徹底する。</p> <p>なお、令和4年6月の相模原市地域防災計画の修正の際は、庁内の事務サポートセンターにて印刷を実施したことから印刷業者から参考見積書を徴取していない。また、今後も庁内において印刷を実施する予定である。</p>   |
| R3-意-2  | P53～54 | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【防災対策普及啓発推進事業】</b><br/> <b>参考見積書の徴取について</b></p> <p>防災ガイドブック、相模原市洪水ハザードマップ及び避難所運営マニュアルの印刷製本費について、参考見積書を1者のみから徴取している。参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い2者以上から徴取する必要がある。</p>  | 対応済(R4.10) | <p>契約の手引きに従い、令和3年度の執行分から、2者以上から参考見積書を徴取している。</p>  |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号     | 報告書頁       | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分<br>(公表年月) | 措置(対応)の内容  |
|--------|------------|----|-------|---|----------------|--|
| R3-意-3 | P54~<br>55 | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【防災対策普及啓発推進事業】</b><br/> <b>少額による1者随意契約の見積書の徴取先について</b></p> <p>さがみはらマイ・タイムライン作成ガイドブック印刷、ハザードマップ増刷及び土砂災害ハザードマップ増刷(麻溝・新磯・相武台地区)は、購入予定価格が1件10万円以下であるため、1者から見積書を徴すればよいと規定されている。しかしながら、いずれもタイヨー印刷(株)からの徴取となっており、特定の業者に偏っている状況である。</p> <p>「契約事務の手引き」においては、「1者随契として発注できる少額な案件は、一般的にどの業者でも履行が可能なものは、地域性や選定回数等を考慮し、特定の業者に偏らないようにすること。」とされている。</p> <p>地域性や選定回数等を考慮し、特定の業者に偏らないように、見積書の選定先を決定する必要がある。</p> | 対応済<br>(R4.10) | 契約の手引きに従い、令和3年度の執行分から、特定の業者に偏らないよう参考見積書を徴取している。      |
| R3-意-4 | P55~<br>56 | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【防災対策普及啓発推進事業】</b><br/> <b>防災マイスター派遣業務委託の委託料の根拠について</b></p> <p>防災マイスター派遣業務委託は、受注者である公益社団法人相模原市防災協会の見積金額がそのまま契約金額となっているが、委託料の設定根拠について、市がその妥当性を検討した証跡はない。</p> <p>委託料の積算根拠の妥当性を主体的に検証する必要がある。また、結果的に見積と同一になったとしても、その妥当性を検証したことの証跡を残し、委託料の積算根拠を明らかにしておく必要がある。</p>   | 対応済<br>(R6.1)  | 受注者からの見積金額について、令和4年度の契約に当たり、相手方に積算根拠を確認し、妥当性の検証を行った。 |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号     | 報告書頁 | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容  |
|--------|------|----|-------|---|------------|--|
| R3-意-5 | P56  | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【防災対策普及啓発推進事業】</b><br/> <b>支払い時期の明確化について</b></p> <p>防災マイスター派遣業務委託の委託料について、ホームページ掲載・周知啓発業務の経費については、契約書に支払時期の定めがない。<br/>                     最終回(令和3年3月31日付)の請求により支払っていたが、履行確認ができる適切なタイミングを検討のうえ、支払時期を明確化することが望ましい。</p>   | 対応済(R6.1)  | 令和4年度の契約書に支払時期を定めた。                                  |
| R3-意-6 | P58  | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【自主防災組織等編成・訓練支援事業】</b><br/> <b>起震車運用業務委託の委託料の根拠について</b></p> <p>起震車運用業務委託は、受注者である公益社団法人相模原市防災協会の見積金額がそのまま契約金額となっているが、委託料の設定根拠について、市がその妥当性を検討した証跡はない。<br/>                     委託料の積算根拠の妥当性を主体的に検証する必要がある。また、結果的に見積と同一になったとしても、その妥当性を検証したことの証跡を残し、委託料の積算根拠を明らかにしておく必要がある。</p> | 対応済(R6.1)  | 受注者からの見積金額について、令和4年度の契約に当たり、相手方に積算根拠を確認し、妥当性の検証を行った。 |
| R3-意-7 | P59  | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【自主防災組織等編成・訓練支援事業】</b><br/> <b>参考見積書の徴取について</b></p> <p>自主防災組織訓練用物品(初期消火訓練用水消火器)の調達について、参考見積書を1者のみから徴取している。<br/>                     参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い2者以上から徴取する必要がある。</p>   | 対応済(R4.10) | 契約の手引きに従い、令和3年度の執行分から、2者以上から参考見積書を徴取している。            |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁   | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分<br>(公表年月) | 措置(対応)の内容   |
|---------|--------|----|-------|--|----------------|---|
| R3-意-8  | P61~62 | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【避難場所等整備事業】</b><br/> <b>予定価格の設定について(その1)</b><br/>                     飲料水兼用貯水槽点検清掃委託について、参考見積書を1者のみから徴取し、予定価格を設定しているが、予定価格は参考見積書の見積価格と同額となっており、市は、見積単価の妥当性につき何ら検証していない。<br/>                     見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。</p>     | 対応済<br>(R4.10) | 契約に当たっては、複数業者の競争により契約金額が決定され、必ずしも参考見積書を徴取した業者が落札するものではないことから、参考見積書を1者のみから徴取していたが、契約の手引きに従い、令和3年度の執行分から、複数者から参考見積書を徴取した上で、予定価格を設定している。 |
| R3-意-9  | P62    | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【避難場所等整備事業】</b><br/> <b>予定価格の設定について(その2)</b><br/>                     非常用発電設備等保守点検業務委託について、参考見積書を1者のみから徴取し、予定価格を設定しているが、予定価格は参考見積書の見積価格と同額となっており、市は、見積単価の妥当性につき何ら検証していない。<br/>                     見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。</p>   | 対応済<br>(R4.10) | 契約に当たっては、複数業者の競争により契約金額が決定され、必ずしも参考見積書を徴取した業者が落札するものではないことから、参考見積書を1者のみから徴取していたが、契約の手引きに従い、令和3年度の執行分から、複数者から参考見積書を徴取した上で、予定価格を設定している。 |
| R3-意-10 | P62    | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【避難場所等整備事業】</b><br/> <b>予定価格の設定について(その3)</b><br/>                     飲料水兼用貯水槽資機材点検等業務委託について、参考見積書を1者のみから徴取し、予定価格を設定しているが、予定価格は参考見積書の見積価格と同額となっており、市は、見積単価の妥当性につき何ら検証していない。<br/>                     見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。</p> | 対応済<br>(R4.10) | 契約に当たっては、複数業者の競争により契約金額が決定され、必ずしも参考見積書を徴取した業者が落札するものではないことから、参考見積書を1者のみから徴取していたが、契約の手引きに従い、令和3年度の執行分から、複数者から参考見積書を徴取した上で、予定価格を設定している。 |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁   | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分<br>(公表年月) | 措置(対応)の内容   |
|---------|--------|----|-------|--|----------------|---|
| R3-意-11 | P62～63 | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【避難場所等整備事業】</b><br/> <b>予定価格の設定について(その4)</b><br/>                     防災備蓄倉庫撤去処分業務委託について、参考見積書を1者のみから徴取し、予定価格を設定しているが、予定価格は参考見積書の見積価格と同額となっており、市は、見積単価の妥当性につき何ら検証していない。<br/>                     見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。</p>                             | 対応済<br>(R6.3)  | 令和4年度以降の事務執行においては、契約事務の手引きに基づき複数の事業者から参考見積書を徴取している。                                     |
| R3-意-12 | P63    | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【避難場所等整備事業】</b><br/> <b>再委託禁止条項の見直しについて(その1)</b><br/>                     大沢小学校飲料水兼用貯水槽修繕において、非常用貯水タンク清掃・修繕が再委託されているが、再委託した業務は、当該委託業務の主要な部分といえることができる。<br/>                     契約書の規定では、委託業務の全部又は主要な部分は、市の承諾を得て一括再委託することができることとされているが、業務の全部又は主要な部分を一括再委託することは適切とはいえず、契約書の規定を見直す必要がある。</p> | 対応済<br>(R4.10) | バルブの修繕等を行った際の清掃は必須の業務であることから、一括して発注している。今回の意見を受け、契約書の一部再委託についての取扱を明記するよう規定の見直しを行った。     |
| R3-意-13 | P63～64 | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【避難場所等整備事業】</b><br/> <b>再委託禁止条項の見直しについて(その2)</b><br/>                     飲料水兼用貯水槽点検清掃委託において、非常用貯水タンク清掃が再委託されているが、再委託した業務は、当該委託業務の主要な部分といえることができる。<br/>                     契約書の規定では、委託業務の全部又は主要な部分は、市の承諾を得て一括再委託することができることとされているが、業務の全部又は主要な部分を一括再委託することは適切とはいえず、契約書の規定を見直す必要がある。</p>     | 対応済<br>(R4.10) | 鋼管製品等における点検を行った際の清掃は必須の業務であることから、一括して発注している。今回の意見を受け、契約書の一部再委託についての取扱を明記するよう規定の見直しを行った。 |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁   | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容   |
|---------|--------|----|-------|--|------------|---|
| R3-意-14 | P64～65 | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【避難場所等整備事業】<br/>再委託禁止条項の見直しについて(その3)</b></p> <p>大沢小学校飲料水兼用貯水槽修繕及び飲料水兼用貯水槽点検清掃委託において、主要といえない一部業務が再委託されている。</p> <p>契約書の規定によると、委託業務の全部又は主要な部分は、市の承諾を得て一括再委託することができるが、一部業務を再委託する場合の取扱いが明記されていない。業務の一部を再委託する必要がある場合は、契約書に一部再委託の取扱いを明記するよう、再委託禁止条項を見直す必要がある。</p> | 対応済(R4.10) | 今回の意見を受け、契約書の一部再委託についての取扱いを明記するよう規定の見直しを行った。  |
| R3-意-15 | P65    | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【避難場所等整備事業】<br/>防災備蓄品・案内板等維持管理業務委託のフォローアップについて</b></p> <p>防災備蓄品・案内板維持管理業務委託は、避難所施設等を適正に維持管理するための点検業務である。</p> <p>受注者から毎月提出される点検の実施結果のうち、フォローアップすべき事項については、毎月の実施結果報告の決裁時に、前月までのフォローアップ状況報告を添付するなどして、その顛末を明らかにしておくことが望ましい。</p>                                | 対応済(R6.7)  | フォローアップ事項については、令和4年度から毎月の点検実施結果を基に作成した進捗管理シートで管理をしている。令和5年度末の報告時には、1年分をまとめたフォローアップ状況を報告し、令和6年度からは、毎月フォローアップ状況を報告している。 |
| R3-意-16 | P68    | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【防災資機材整備事業】<br/>消費期限の入力誤りについて(その1)</b></p> <p>南台防災備蓄倉庫の防災備蓄品であるガソリンについて、在庫管理表上の消費期限と現物の消費期限に不整合があった。</p> <p>在庫管理表への消費期限の入力誤りであり、正しく入力する必要がある。</p>  | 対応済(R4.10) | 入力誤りについて、今回の意見を受け、既に正しく入力済みである。なお、今後については、複数人で確認し、再発防止に努めていく。   |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁 | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分<br>(公表年月) | 措置(対応)の内容  |
|---------|------|----|-------|---|----------------|--|
| R3-意-17 | P69  | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【防災資機材整備事業】</b><br/> <b>消費期限の入力誤りについて(その2)</b></p> <p>広域避難場所対応倉庫(鹿沼公園)の防災備蓄品であるガソリンについて、在庫管理表上の消費期限と現物の消費期限に不整合があった。<br/>         在庫管理表への消費期限の入力誤りであり、正しく入力する必要がある。</p>   | 対応済<br>(R4.10) | 入力誤りについて、今回の意見を受け、既に正しく入力済みである。なお、今後については、複数人で確認し、再発防止に努めていく。  |
| R3-意-18 | P69  | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【防災資機材整備事業】</b><br/> <b>防災備蓄品の在庫管理表への適時入力について</b></p> <p>救援物資集積・配送センターにおいて、在庫管理表に未入力 of 防災備蓄品が多数存在していた。これらは、令和3年度に納品された新型コロナウイルス感染症対策用の防災備蓄品であり、配置先が決まるまで、在庫管理表に入力していないとのことであった。<br/>         防災備蓄品の配置先が決まる前であっても、救援物資集積・配送センターに入庫された段階で、防災備蓄品の在庫管理表への入力を行う必要がある。</p> | 対応済<br>(R4.10) | 市の物品規則では、必要と認めるときは帳票を備えなければならないと規定されており、これまでは事務の効率化も踏まえ、一括納品された日ではなく、各避難所等への納品を確認した時点で在庫管理表への入力を行っていたものである。未入力の備蓄品については、今回の意見を受け、全て入力済みである。今後については、在庫管理表への入力時期について事務の効率化も踏まえながら検討していく。 |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁 | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分<br>(公表年月) | 措置(対応)の内容  |
|---------|------|----|-------|---|----------------|--|
| R3-意-19 | P70  | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【防災資機材整備事業】</b><br/> <b>寄贈物品の在庫管理表への入力について</b></p> <p>救援物資集積・配送センターにおいて、在庫管理表に未入力の防災備蓄品が存在していた。これらは寄贈物品とのことであった。<br/>         寄贈物品であっても、防災備蓄品であることには変わらないため、備品項目などを整理したうえで、在庫管理表への入力を行う必要がある。</p>   | 対応済<br>(R4.10) | 令和3年度に寄贈された物品で未入力であったが、今回の意見を受け、在庫管理表へ全て入力済みである。入力時期については、寄贈物品の保管先や事務の効率化等を踏まえながら、在庫管理表への入力時期について検討していく。 |
| R3-意-20 | P70  | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【防災資機材整備事業】</b><br/> <b>サバイバルフーズについて</b></p> <p>緑が丘分署防災備蓄倉庫において、同じ会社の商品であるが、消費期限までの期間が異なるサバイバルフーズがあった。旧商品の保存期間25年から、新商品の保存期間10年に短縮されたことが原因である。<br/>         旧商品については、在庫管理表の管理外(簿外)とされていた。旧商品を在庫管理表に入力し管理するとともに、フードバンクに寄贈を打診するなどして、当該サバイバルフーズの取扱いを検討する必要がある。</p> | 対応済<br>(R4.10) | 今回の意見を受け、取り扱いの検討を行い、有効活用を図るためフードバンク活動団体へ提供した。  |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁   | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容  |
|---------|--------|----|-------|--|------------|--|
| R3-意-21 | P70    | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【防災資機材整備事業】</b><br/> <b>避難所用仕切りユニットについて</b></p> <p>緑が丘分署防災備蓄倉庫において、避難所用仕切りユニットが在庫管理表の管理外(簿外)となっていた。旧城山町の防災備蓄品であるが、現行商品のように細かく仕切ることができないため、避難者ニーズにそぐわないとのことである。</p> <p>簿外となっているのは好ましくなく、保管スペースも取っていることから、処分することも含めて取扱いを検討する必要がある。</p>   | 対応済(R6.1)  | 今回の意見を受け、令和4年度に、新型コロナウイルス感染症対策として配備を行っているパーテーション等を補完する資機材として活用することとし、在庫についてもシステムに入力を行った。 |
| R3-意-22 | P71    | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【防災資機材整備事業】</b><br/> <b>消費期限と在庫数の入力誤りについて</b></p> <p>三井地域センターの防災備蓄品である水(2リットル)について、在庫管理表上の消費期限及び在庫数と現物の消費期限及び在庫数に不整合があった。</p> <p>在庫管理表への消費期限及び在庫数の入力誤りであり、正しく入力する必要がある。</p>  | 対応済(R4.10) | 入力誤りについて、今回の意見を受け、既に正しく入力済みである。なお、今後については、複数人で確認し、再発防止に努めていく。                            |
| R3-意-24 | P71~72 | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【防災資機材整備事業】</b><br/> <b>南台防災備蓄倉庫の建物管理について(その1)</b></p> <p>南台防災備蓄倉庫の視察を行ったところ、屋根の底部分が剥がれており、地上に崩れ落ちそうな状態となっていた。</p> <p>屋根の底部分が剥がれ落ちることで、けがが出る可能性もあるなど危険であることから、落下が想定される範囲にコーンを置くなど、何らかの対策を講じる必要がある。また、小・中学校等の避難所倉庫などでは同様の事例が想定されることから、他の防災備蓄倉庫においても、同様の事例が見られた場合には、適時に対応をとる必要がある。</p> | 対応済(R4.10) | 屋根の底部分の剥がれについては、発見後速やかに令和3年9月に危険個所の撤去を行った。なお、意見を踏まえ、今後、同様の案件が発生した際にも、適切に対応していく。          |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁   | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分<br>(公表年月) | 措置(対応)の内容   |
|---------|--------|----|-------|---|----------------|---|
| R3-意-25 | P72    | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【防災資機材整備事業】</b><br/> <b>南台防災備蓄倉庫の建物管理について(その2)</b><br/>                     南台防災備蓄倉庫の裏口扉付近の敷地部分に雑草が生い茂っており、足の踏み場がない状態であった。<br/>                     除草作業は年1回行っているとのことだが、適宜行っておくことが望ましい。</p>   | 対応済<br>(R4.10) | 植栽管理業務委託により、6箇所(倉庫等)について計画的に除草作業を行うこととしており、南台防災備蓄倉庫についても計画通り令和3年12月6日に作業を実施したところである。今後についても、予算の範囲内において適切に対処していく。                                |
| R3-意-26 | P72~73 | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【防災資機材整備事業】</b><br/> <b>防災備蓄品の配置の改善について</b><br/>                     救援物資集積・配送センターに毛布が5,320枚保管されている。納入年月が古いものほど奥に保管されているが、スペースの都合上、奥までたどり着くことが困難な状況である。そのため、必然的に手前に保管されている納入年月の新しいものから使用せざるを得ない。<br/>                     災害時に適切に対応できるよう、防災備蓄品の配置の改善を検討することが望ましい。</p> | 対応済<br>(R4.10) | 救援物資集積・配送センター内の備蓄品については、災害時や備蓄品の更新時等において、防災担当職員以外でも分かりやすく速やかに搬出できるよう種類や納品時期等を考慮して配置しているところである。今後も、意見を踏まえ、更新等が容易にできるよう作業スペースの確保をはじめ、適切な管理に努めていく。 |
| R3-意-29 | P74    | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【防災資機材整備事業】</b><br/> <b>保管場所の明示について</b><br/>                     三井地域センターにおいて、非常用炊飯袋1,000枚の現物確認を行ったところ、他の防災備蓄品は、その箇所(倉庫)に何が保管されているかがわかるラベルが貼られていたが、非常用炊飯袋が保管されていた場所にはラベルが貼られていなかった。<br/>                     防災備蓄品の保管場所を明確にしておく必要がある。</p>                             | 対応済<br>(R4.10) | 倉庫内の物品表示のラベルが剥がれていたことから、今回の意見を受け、新しく貼付した。   |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁   | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分<br>(公表年月) | 措置(対応)の内容   |
|---------|--------|----|-------|---|----------------|---|
| R3-意-31 | P74    | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【防災資機材整備事業】</b><br/> <b>予定価格の設定について</b><br/>                     「災害用毛布再梱包委託」及び「災害用敷きシート(緑色)再梱包委託」について、それぞれ参考見積書を1者のみから徴取し、予定価格を設定しているが、予定価格は参考見積書の見積価格と同額となっており、市は、見積単価の妥当性につき何ら検証していない。<br/>                     積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。</p> | 対応済<br>(R6.3)  | 令和4年度以降の事務執行においては、契約事務の手引きに基づき複数の事業者から参考見積書を徴取している。   |
| R3-意-32 | P76~77 | 意見 | 緊急対策課 | <p><b>【防災情報通信事業】</b><br/> <b>予定価格の設定について</b><br/>                     相模原市災害情報共有システム構築業務委託について、参考見積書を1者のみから徴取し、予定価格を設定している。予定価格は参考見積書の見積価格より増額となっているが、増額理由や見積単価の妥当性につき検証した証跡がない。<br/>                     見積書により予定価格を設定する場合は、「契約事務の手引き」に従い、複数の見積書を徴取し、適正に設定する必要がある。</p>               | 対応済<br>(R6.1)  | 「契約事務の手引き」に従い、2者以上から参考見積書を徴取することを徹底する。<br>また、予定価格が参考見積額より増額となった件は、参考見積額を予定価格とした入札が不調となったため、予算額を予定価格として再入札を行ったものである。今後、入札が不調となった場合は、改めて参考見積書を徴し、予定価格を定めるなど適切に対応していく。<br>なお、令和4年度以降執行した指名競争入札においては、2者以上から見積書を徴取し、予定価格を設定した。 |
| R3-意-34 | P82    | 意見 | 消防総務課 | <p><b>【一般事務費】</b><br/> <b>委託契約の事務について</b><br/>                     別契約となっているが同一の事業者から物品を購入している事案が見受けられた。<br/>                     類似した事案があるならば、それらをまとめた形で契約を行う必要がある。</p>  | 対応済<br>(R6.1)  | 事務を計画的に執行するとともに、令和4年度以降、類似した事案については、まとめて契約している。   |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁 | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容  |
|---------|------|----|-------|--|------------|--|
| R3-意-35 | P84  | 意見 | 消防総務課 | <p><b>【消防団長等報酬】</b><br/> <b>消防団員の確保について</b></p> <p>相模原市消防団に関する条例では消防団員の定員は1,710人だが、令和2年度の人数はこのおおよそ8割相当で、現状は、市があるべきと考えている消防団員数に及ばない状況である。<br/> 消防団員数の増加策を検討する必要がある。</p>   | 対応済(R6.7)  | <p>消防団員を増やすためには、消防団活動を理解してもらうことが重要であるため、令和4年度から「相模原市消防団入団促進デー」を年に1日設け、消防団員自らが複合施設、スーパーマーケット、市内主要駅、大規模工場、地域イベント、レジャー施設等での対面による募集活動を実施するとともに神奈中バスへの車外広告や神奈中時刻表WEBサイトにバナー広告を下半期の内、期間を限定して掲載した。</p> <p>また、市民を対象とした消防団員の認知度調査の結果を踏まえ、報酬、福利厚生、防災知識向上の研修が受けられることなどを掲載したチラシを令和5年度から新たに作成し、配布している。今後も新たな視点を持ちながら、継続して消防団員確保策を進めていく。</p>     |
| R3-意-36 | P85  | 意見 | 消防総務課 | <p><b>【消防団長等報酬】</b><br/> <b>消防団活動状況報告書の活動内容の記載について</b></p> <p>消防団の活動については、年2回、各分団等が「消防団活動(出動)状況報告書」を市に提出し報告している。</p> <p>報告書の活動実績を記載する欄の「その他」には具体的な内容を記載することとなっているが、詳しい内容が記載されていない報告書が見受けられた。その他の内容が不明確な場合は、具体的な内容を記載するように、該当する分団等を指導する必要がある。</p> | 対応済(R6.1)  | <p>「消防団活動(出動)状況報告書」における記載内容の不明確な部分に対する指導については、消防団の幹部で構成される、「相模原市消防団方面隊長会議」において報告を求め、分団本部事務局に提出することとしていた。その際、提出された報告書の記載内容を確認するための記載例に注意書き等の記載がないことから、詳しい内容が記載されていない報告書があっても指摘ができなかったもの。このことから、令和4年度7月に開催された当該会議において配布した報告を求める資料の記載例に注意書きを記載することで消防団に周知するとともに、令和4年5月23日に「消防団事務の手引き」を策定し、分団本部事務局に対し配布することにより、記載内容の確認ができるように改善した。</p> |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁   | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分<br>(公表年月) | 措置(対応)の内容   |
|---------|--------|----|-------|---|----------------|---|
| R3-意-37 | P87~88 | 意見 | 消防総務課 | <p><b>【消防団活動費】<br/>出動旅費の支給方法について</b></p> <p>出動旅費は、1人の出動1回につき一定額の支払という形で計算されているが、出動した消防団員に直接支払われるのではなく、分団等とおして支払われている。</p> <p>分団等に支払われた出動旅費が実際に出動した消防団員に間違いなく支払われているかどうかについて市は把握していない。今後は、各消防団員の個人口座に市が直接支払うようにし、会計事務を適切に管理する必要がある。</p>        | 対応済<br>(R6.1)  | これまで消防団の希望により分団等とおして支払っていた出動旅費について、令和3年度に消防団の幹部で構成される、「相模原市消防団方面隊長会議」において検討し、令和4年4月1日から新たに出動報酬として、各消防団員の個人口座に市が直接支払うようにし、会計事務を適切に管理することとした。   |
| R3-意-38 | P88    | 意見 | 消防総務課 | <p><b>【消防団活動費】<br/>出動旅費の金額について</b></p> <p>消防団員に対する出動旅費の地方交付税算入基準額は1回の出動につき7,000円である(消防庁資料より)。しかしながら、市の支給額は、災害時でも1回3,000円であり、これを大きく下回る金額となっている。</p> <p>消防団員の出動旅費について合理的な金額を検討することが望ましい。</p>  | 対応済<br>(R6.1)  | 消防団員の出動旅費については、これまで費用弁償であったことから、実費の弁償という性質上、地方交付税算入基準額を下回っていながらも額の変更を実施してこなかった。しかし、令和3年度に消防団の幹部で構成される、「相模原市消防団方面隊長会議」において検討した結果、新たに出動報酬制度を創設することとし、令和3年12月17日に「相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を改正、令和4年4月1日から新たに出動報酬として活動の負担に見合った処遇となるように金額を見直した。 |
| R3-意-39 | P90~91 | 意見 | 消防総務課 | <p><b>【消防団運営交付金】<br/>交付金の予算の設定方法について</b></p> <p>消防団に交付されている消防団運営交付金に関して、各分団等においては厳密には予算がなく、要綱に基づいて計算された金額が割り振られているだけであり、それをどの支出科目に使うかは各分団等に任されている。</p> <p>交付金の総額は要綱どおりに計算するとしても、それを何に使うのかを各分団等に事前に決定させ、これを市に提示してもらい、まとめることで全体の予算とする必要がある。</p> | 対応済<br>(R6.3)  | 消防団活動は、その年に起こる災害や地域によって特徴が異なるため、支出科目については地域の実情に応じた対応が必要なことから、各分団等に任せている。 <p>また、令和5年度から交付申請時に各分団等が事前に消防団運営交付金の支出科目を設定して交付金予算書を市に提示し、全体の予算化を図った後に交付額を決定している。</p>  |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁         | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分<br>(公表年月) | 措置(対応)の内容  |
|---------|--------------|----|-------|---|----------------|--|
| R3-意-41 | P92～<br>95   | 意見 | 消防総務課 | <p><b>【消防庁舎維持補修費】</b><br/> <b>随意契約における参考見積書の徴取について</b><br/>                     不特定修繕にかかる需用費や、委託料に計上された業務について、参考見積書を1者のみから徴取している。<br/>                     参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い2者以上から徴取する必要がある。</p>  | 対応済<br>(R6.1)  | 外部監査によるご意見を頂いた後速やかに、随意契約における参考見積書の徴収を2者以上から徴収するよう改善した。   |
| R3-意-42 | P98～<br>101  | 意見 | 消防総務課 | <p><b>【津久井消防署整備事業・津久井消防署整備事業(債務負担行為)】</b><br/> <b>債務負担行為の活用による長期業務契約の一本化について</b><br/>                     建設工事基本設計業務と建設工事实施設計業務に区分され、基本設計業務は、一般競争入札を実施し、実施設計業務は、基本設計業務を委託した株式会社ユニバサル設計と随意契約を締結している。基本設計業者以外の者が実施設計業務を行うことが困難であると想定されるのであれば、長期間にわたる津久井消防署整備事業の計画当初から、基本設計業務及び実施設計業務を一本化した設計業務として一体発注し、一般競争入札を実施する必要があると思われる。<br/>                     このことについて、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約を締結することが可能であると判断される。</p> | 対応済<br>(R6.1)  | 債務負担行為については、年度途中からの契約となつたため設定したもので、今後、同様の契約予定はない。<br>消防団詰所・車庫の設計委託契約など、単年度で基本設計と実施設計を一本化しおり、これまでどおり単件での契約を継続する。<br>年度ごとに基本設計と実施設計を分けて契約依頼する場合には、契約課等関係各課との調整により、基本設計と実施設計を債務負担行為の設定による複数年契約をするのではなく、別発注の一般競争入札案件とすることで、複数業者の入札参加、入札における競争の機会を確保していく。 |
| R3-意-43 | P103～<br>104 | 意見 | 消防総務課 | <p><b>【消防団詰所・車庫維持補修費】</b><br/> <b>随意契約における参考見積書の徴取について</b><br/>                     不特定修繕にかかる需用費に計上された業務について、参考見積書を1者のみから徴取している。<br/>                     参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い2者以上から徴取する必要がある。</p>   | 対応済<br>(R6.1)  | 外部監査によるご意見を頂いた後速やかに、随意契約における参考見積書の徴収を2者以上から徴収するよう改善した。   |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁     | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容  |
|---------|----------|----|-------|---|------------|--|
| R3-意-44 | P106     | 意見 | 消防総務課 | <p><b>【消防団詰所・車庫整備費】</b><br/> <b>随意契約における参考見積書の徴取について</b><br/>                     測量にかかる委託料及び工事請負費に計上された業務について、参考見積書を1者のみから徴取している。<br/>                     参考見積書を徴取する際には、「契約事務の手引き」に従い2者以上から徴取する必要がある。</p>   | 対応済(R6.1)  | 外部監査によるご意見を頂いた後速やかに、随意契約における参考見積書の徴収を2者以上から徴収するよう改善した。   |
| R3-意-45 | P109～110 | 意見 | 予防課   | <p><b>【火災予防事業費】</b><br/> <b>ファイヤースクールの取組について-日本語を母語としない児童への配慮</b><br/>                     外国人の児童に対する対応を考える必要がある。<br/>                     ファイヤースクールを実施する際には、事前に小学校等と打ち合わせを行い、日本語を母語としない児童でも確実に内容が理解できるような準備を行い実施することが望まれる。</p>   | 対応済(R6.1)  | ファイヤースクールの実施については、日本語の理解が困難な児童に対して、当該児童をサポートするための職員を配置する等について、事前に小学校と打ち合わせを行うこととしている。  |
| R3-意-46 | P110～111 | 意見 | 予防課   | <p><b>【火災予防事業費】</b><br/> <b>一人暮らし高齢者家庭等防火啓発訪問業務について</b><br/>                     民生委員により実施するのが適切であると考え<br/>                     る。<br/>                     過去には、民生委員が消防局職員と同行し、啓発活動を実施したが、民生委員との実施時間の調整などが困難で、継続できなかったとのことである。民生委員の業務は、昨今の社会情勢から多岐に渡り、困難多忙を極めてしていると推察されるが、一人暮らし高齢者家庭における防災の観点から考えて、こうした啓発業務は確実に最も効果が高い方法で実施する必要があり、事業の見直しの検討が望まれる。</p> | 対応済(R6.1)  | 一人暮らし高齢者家庭等防火啓発訪問業務については、事業の見直しを行い、消防局において実施することとし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び近年の社会情勢等を踏まえ、訪問業務は廃止し、「住宅防火自己診断表」を活用したアンケート方式で行うこととした。 |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁     | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分<br>(公表年月) | 措置(対応)の内容   |
|---------|----------|----|-----|--|----------------|---|
| R3-意-47 | P115     | 意見 | 予防課 | <p><b>【相模原市防災協会補助金】<br/>役員任期について</b></p> <p>役員任期については原則として2年であり、役員定数(理事8名、監事2名)に満たなくなる場合に重任となる旨が定款に定められている。</p> <p>役員総数の半数が3期以上の在任役員である現在の防災協会の組織は、様々な面において硬直的な体質になる可能性がある。</p> <p>役員在任期間が長期にわたることがないように適切に選任することが望ましく、市においては、防災協会と対応を協議することが望ましい。</p> | 対応済<br>(R6.1)  | 令和4年度定時社員総会において、4名の役員を入れ替えを行った。今後も役員在任期間が長期となることがないように適切に選任をしていく。                       |
| R3-意-49 | P117~118 | 意見 | 予防課 | <p><b>【相模原市防災協会補助金】<br/>防災協会の人件費について</b></p> <p>防災協会が外郭団体として持続的に成長し、存在価値を高めるためには、経営の透明性の確保や効率的かつ効果的に業務を執行する体制を確立する必要がある。そのためにも、嘱託職員と常勤臨時職員の効率的な配置の見直しを行うこと及び事務の効率化等によって、人件費を含めた経費削減を図る必要があると考える。人件費のあり方について、防災協会と協議することが望ましい。</p>                      | 対応済<br>(R6.1)  | 令和3年度に固有職員を1名削減する等、人件費の抑制に努めているほか、事務の一部について、人員の効率的な配置を行うこと等により、人件費の抑制を含めた経費の削減へ取り組んでいる。 |
| R3-意-50 | P122     | 意見 | 警防課 | <p><b>【消防水利維持管理費】<br/>合意解約契約書の文言について</b></p> <p>私有地に設置された消防水利に関する「土地賃貸借契約の合意解約契約書」を閲覧したところ、返納の期限が記載されていなかった。</p> <p>「土地賃貸借契約の合意解約契約書」に返納の期限を記載する必要がある。</p>   | 対応済<br>(R4.10) | 包括外部監査後の「土地賃貸借契約の合意解約契約書」は全て返納期限の記載をし対応している。  |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁         | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分<br>(公表年月) | 措置(対応)の内容  |
|---------|--------------|----|-----|--|----------------|--|
| R3-意-51 | P124~<br>125 | 意見 | 警防課 | <p><b>【消防水利整備費・市単独分】<br/>見積書の徴取先について</b></p> <p>令和2年度の防火水槽解体工事は5件であった。うち、業者選定方法として見積合せが4件、一般競争入札が1件である。<br/>見積合せ4件のうち2件においては同一の3者による見積合せとなっている。「契約事務の手引き」に従い、一部の業者に偏った選定にならないように留意する必要がある。</p>   | 対応済<br>(R4.10) | <p>今後は「契約事務の手引き」に従い、一部の業者に偏った選定にならないよう見積合せ及び一般競争入札を執行する。なお包括外部監査後の解体工事に関しては、5者以上選定し見積合せを実施した。</p>                      |
| R3-意-52 | P126~        | 意見 | 救急課 | <p><b>【救急活動費】<br/>仕様書における用語の定義について</b></p> <p>救急資器材管理供給業務(SPD)仕様書及びその別紙等においては、救急資器材の数量に関連する用語が多く使用されている。<br/>数量に関する用語については、明確な定義を行い、契約書・仕様書・その他の書類で混同しないように対応する必要がある。</p>  | 対応済<br>(R6.1)  | <p>令和4年6月1日の契約締結に際し作成した仕様書において、数量に関する用語(「定数」、「基本数量」、「定数物品」、「初期数量」、「設定数量」、「年間使用量(予定)」、「在庫数」及び「次回納品数(回収数)」)の定義を記載した。</p> |
| R3-意-53 | P127~<br>128 | 意見 | 救急課 | <p><b>【救急活動費】<br/>定数管理報告書の規定について</b></p> <p>定数物品の在庫数量及び使用量は「定数管理報告書」を使い、発注者及び受注者の双方で確認が行われている。定数管理報告書についての記載は仕様書ではなく、消防署内の運用方法の通知に記載されている。<br/>定数管理報告書は定数物品の検査・検収及び次回の納品数量を決定する上で最も重要な書類であり、その運用方法は仕様書で明確に規定するとともに、標準様式として設定し、改定するのであれば受注者との合意のもとで決定する必要がある。</p> | 対応済<br>(R6.1)  | <p>令和4年6月1日の契約締結に際し作成した仕様書において、「定数管理報告書」を様式1として定め、運用については定数物品の資器材カード又はシールを回収する場合、当該様式を提出することと定めた。</p>                  |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁         | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分<br>(公表年月) | 措置(対応)の内容   |
|---------|--------------|----|-----|---|----------------|---|
| R3-意-54 | P128~<br>129 | 意見 | 救急課 | <p><b>【救急活動費】</b><br/> <b>定数管理報告書の記載方法について</b><br/>           定数管理報告書の記載方法等について、次の点を改善する必要がある。<br/>           1) 不足状況については、メモ書きだけでなく、別の報告書で発注者に報告し、その後の改善状況についてもフォローアップが必要である。<br/>           2) 次回納品数・回収カード数については、回収カードがない場合には「-」を記載するなど、状況を明確に表す必要がある。<br/>           3) 次回納品数・回収カード数については合計欄を設け、合計額と受注者が回収したカード枚数が等しいことを確認し、書類の記載誤りやカードの回収漏れ等を未然に防ぐ仕組みが求められる。<br/>           4) 令和3年9月分の定数管理報告書は確認日の記載が漏れている。日付は漏れなく記載する必要がある。</p> | 対応済<br>(R4.10) | 1) 定数管理報告書に、未納数を明記するとともに、未納報告書・納品報告書を作成し管理することとした。<br>2) 回収カードがない場合は、定数管理報告書の予定の箇所に「-」を記載することとした。<br>3) 定数管理報告書に合計欄を設け、カード枚数と確認できるようにした。<br>4) 定数管理報告書に、「確認日を記載したか」「カードがない場合に(一)を記載したか」「合計数とカード枚数は同数か」などのチェック欄を追加し、記載漏れがないよう徹底した。 |
| R3-意-55 | P129~<br>130 | 意見 | 救急課 | <p><b>【救急活動費】</b><br/> <b>資器材カードの発行管理について</b><br/>           定数物品については、資器材カードを使用して、消費及び発注の手続を行っている。<br/>           現在のカードは付番が行われていない。カードには付番を行い、紛失による再発行や記載内容の変更等が生じた場合には、発注者と受注者で合意のもとで新たなカードを発行する運用とする必要がある。</p>  | 対応済<br>(R6.1)  | 令和4年6月1日契約締結以降の資器材カードには、基本数量のうち何番目のカードであるかを明確にした上で付番し、また定数物品リストに掲載している管理番号及び資器材名と齟齬がないよう委託業者が再作成を行った。   |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容   |
|---------|------|----|-----|--|------------|---|
| R3-意-57 | P134 | 意見 | 指令課 | <p><b>【通信施設維持管理費】</b><br/> <b>年度末間際の支出について</b><br/>                     年度末間際の3月後半になってからの消耗品(需用費)の購入が少なからず見受けられる。<br/>                     3月後半の消耗品の購入は、外観的には、必要に応じたものなのか、予算を消化するためのものかの区別が非常に難しい。また、年度末間際の時間的な余裕がない中での執行となるため、おおよそ不要な物品の購入を誘発しかねない。<br/>                     3月後半になっての需用費の執行はできる限り避けることが望ましい。</p> | 対応済(R6.7)  | <p>令和3年3月の消耗品購入については、同年2月に更新した新指令システム関連のトナーなどの消耗品、コロナ禍に対応するためのマイクロフォンと併せて他の物品を購入したものである。<br/>                     令和4年度以降、消耗品(需用費)の購入は計画的に行っており、緊急等の場合を除き、3月後半の需用費の執行はしていない。</p>                          |
| R3-意-58 | P135 | 意見 | 指令課 | <p><b>【通信施設維持管理費】</b><br/> <b>分割発注について</b><br/>                     ポータブルハードディスクを令和3年1月19日と2月2日の2回に分けて購入している。<br/>                     計画的に必要な総数を決め、複数者から見積書を手手していれば、より安く購入できた可能性がある。<br/>                     消耗品は最小の経費で購入できるよう計画的に発注する必要がある。</p>   | 対応済(R6.7)  | <p>ポータブルハードディスクの2回の購入については、当初、HDD 8台を購入し、既存の4台と合計12台として、市内4箇所の本署に3台ずつ配置する予定で購入したが、その後、本署以外の署所からの配置の要望が強く、急遽9台を追加購入し、市内の21箇所の全署所に配置したものである。<br/>                     今後は、配置数など各署からの意見を事前に集約し、計画的に発注する。</p> |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁         | 区分 | 所管課    | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分<br>(公表年月) | 措置(対応)の内容  |
|---------|--------------|----|--------|---|----------------|--|
| R3-意-61 | P141~<br>143 | 意見 | 建築政策課  | <p><b>【既存住宅・建築物耐震化促進事業】<br/>沿道建築物耐震化率について</b></p> <p>市が特に重要な路線として指定した路線の沿道における一定の高さ以上の旧耐震基準の建築物の所有者に対して、耐震診断が義務化され、市がその結果を公表することとなった。対象建築物は62棟で、令和2年度における耐震化率は22.58%である。対象建築物の所有者に毎年アンケート調査を実施し、状況の把握に努めているが、耐震化が計画通りに進まない場合には、所有者が必要と考える補助金の額等についても調査内容に加え、より詳細な現状分析を行い、補助金額や補助対象の拡充など、耐震化率改善のための実効性のある対応を推進していくことが望まれる。</p> | 対応済<br>(R6.1)  | <p>耐震診断が義務化された沿道建築物のうち、耐震化を行っていない建築物の所有者に対し毎年行うアンケート調査においては主に、老朽化した建築物へ多額の資金を充当することの難しさやマンションについては合意形成の難しさなどが回答されている。</p> <p>国の、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針においても、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を令和7年度までにおおむね解消とするとされたことから、令和4年度に、所有者へさらなる詳細の意向調査を実施した。調査の結果、要望の多かった建築物の除却に対するの補助についても令和5年度より対象とし、制度の拡充を図っている。</p> |
| R3-意-64 | P150~        | 意見 | 下水道経営課 | <p><b>【相模原市下水道事業業務継続計画(下水道BCP)見直し業務委託】<br/>相模原市下水道事業業務継続計画(下水道BCP)について</b></p> <p>相模原市下水道事業業務継続計画(下水道BCP)(令和3年4月改定)を確認したところ、やや、被害想定とハードウェアに重きを置いた計画のように思われた。</p> <p>被災後の下水道BCP期間内における具体的な行動内容について、より具体的な被災状況を想定した計画を立案する必要がある。</p>  | 対応済<br>(R6.1)  | <p>本委託で策定した下水道BCPを基に、被災後の具体的な行動に関する内容をまとめた「行動マニュアル」を令和4年10月に作成した。今後は、BCP訓練や近年の災害状況を踏まえ、PDCA手法の中でスパイラルアップを図っていく。</p>  |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁     | 区分 | 所管課    | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分<br>(公表年月) | 措置(対応)の内容   |
|---------|----------|----|--------|---|----------------|---|
| R3-意-65 | P152     | 意見 | 下水道経営課 | <p><b>【雨水浸透ます設置助成金交付事業】</b><br/> <b>雨水浸透ます設置助成金交付事業について</b></p> <p>雨水浸透ますの設置を助成する本事業の助成件数は、直近5年間で28件と少ない。<br/>         今後の事業展開を検討し、普及余地がまだ残されている場合には、事業が拡大されるよう、方法を検討することが望ましい。</p>                                       | 対応済<br>(R6.1)  | <p>これまで市ホームページ、広報さがみはらに掲載し、過去には公民館への配架、指定下水道工事店への依頼通知等を実施していたが、さらに下水道Instagramへの掲載、下水道関連イベントでのチラシ配架による普及啓発を行った。<br/>         今後においても、まちかど講座や防災訓練、自治会回覧等、普及の余地が残されているため、さらなる周知に努めていく。</p>                |
| R3-意-67 | P155~156 | 意見 | 下水道経営課 | <p><b>【公共下水道管きょ耐震化事業】</b><br/> <b>被害例との対比について</b></p> <p>過去の地震による下水管被害比率を、市の下水管総延長約3,000kmに当てはめた場合、事前対策を行うことにも限界があるように思われる。<br/>         他の自治体の対応例を教訓に、被災後の応急対応・復旧対応への人的物的準備と訓練に比重を移していくことも一つの方法と考えられ、対応を検討することが望ましい。</p> | 対応済<br>(R6.1)  | <p>管きょ耐震化事業と並行して、相模原市下水道事業業務継続計画(下水道BCP)に基づき、災害時における緊急点検・調査時のパトロールマップの作成及び調査資機材の調達を行い、それらを活用した実地訓練を令和3年度に実施した。<br/>         今後においても、他都市の情報収集やPDCA手法によるスパイラルアップを図っていく。</p>                               |
| R3-意-68 | P158     | 意見 | 下水道経営課 | <p><b>【公共下水道境川第28パイパス雨水幹線整備工事(H29~R3継続事業)】</b><br/> <b>境川の特性と雨水管整備について</b></p> <p>相模原市緊急雨水対策事業実施計画の計画期間が令和6年度までとなっていることから、計画期間内に接続管工事を完了し、事業効果が着実に発現されるよう、引き続き工事の進捗を図っていく必要がある。</p>                                       | 対応済<br>(R8.2)  | <p>接続管工事については、令和5年度から令和6年度までの2ヵ年継続事業として令和5年12月に令和7年3月を工期とする工事契約を締結した。工事施工中において、雨水管の敷設に伴う掘削作業にて、固く結合した土塊が排出され作業効率が低下したことにより必要な工期延伸を行い、令和7年8月に完成した。これにより「相模原市緊急雨水対策事業実施計画」に位置付けたカルテNo.26の浸水被害対策が完了した。</p> |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁         | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分<br>(公表年月) | 措置(対応)の内容  |
|---------|--------------|----|-------|---|----------------|--|
| R3-意-71 | P164~<br>165 | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【相模原市地域防災計画・災害予防計画(全般的事項)】<br/>災害予防計画と事業の整合性について</b></p> <p>相模原市地域防災計画の災害予防計画に記載されている項目と、市が実際に行っている事業との結びつきについて、市民も容易に情報を入手できるような情報開示を行うことが望ましい。</p>  | 対応済<br>(R4.10) | 地域防災計画の実効性を高め、災害に強いまちづくりに資する事業として、「さがみはら防災・減災プログラム」を実施し、市ホームページで公開するなど、市民周知に努めている。 |
| R3-意-73 | P167~<br>168 | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【相模原市地域防災計画・災害予防計画(地区防災計画)】<br/>地区防災計画の見直しについて</b></p> <p>令和3年11月17日現在、相模原市では、市内を22地区に区分し、各地区がそれぞれ地区防災計画を策定している。</p> <p>引き続き、地区の現状に応じた地区防災計画の改訂が着実に進展するよう継続的な支援をしていくことが望ましい。</p>  | 対応済<br>(R4.10) | 地区防災計画については、「地区防災計画修正の手引き」を作成し、自治会連合会への説明を行うなど、各地区における計画修正の検討について支援している。           |
| R3-意-76 | P173~<br>174 | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【相模原市地域防災計画・災害予防計画(浸水被害対策)】<br/>公共下水道雨水管の整備に関する記載について</b></p> <p>公共下水道雨水管の整備については、「相模原市緊急雨水対策事業実施計画」を策定し、浸水被害の解消を目指している。</p> <p>相模原市地域防災計画は、「改定・相模原市雨水対策基本計画」や「相模原市緊急雨水対策事業実施計画」に言及していないが、事業の基本となる計画は、相模原市地域防災計画に言及しておくことが望ましい。</p> | 対応済<br>(R6.3)  | 令和5年5月修正の相模原市地域防災計画において、上位計画である「改定・相模原市雨水対策基本計画」について記載した。                          |

## 令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和8年2月現在)

### テーマ「防災に関する事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁 | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容                                  |
|---------|------|----|-------|--|------------|--|
| R3-意-78 | P177 | 意見 | 危機管理課 | <p><b>【相模原市地域防災計画・災害予防計画(林野火災対策)】</b><br/> <b>林野火災の予防対策について</b></p> <p>市は森林面積が大きな割合を占めており、森林火災(林野火災)への対応は、周辺の市町村と比較しても重要性が高いと考える。林野火災の予防対策について、災害予防計画で言及しておくことが望ましい。</p> | 対応済(R6.3)  | 令和5年5月修正の相模原市地域防災計画において、林野火災の出火防止について記載した。 |

| 指摘事項 |    | 意見  |    |
|------|----|-----|----|
| 措置済  | 12 | 対応済 | 59 |
| 未措置  | 0  | 未対応 | 19 |
| 合計   | 12 | 合計  | 78 |